

「かさい観光ナビ」ホームページをリニューアル

加西市観光まちづくり協会は、市内外の皆さまに加西市の魅力を知っていただき、加西市を身近に感じていただこうと、4月からホームページをリニューアルしました。

さまざまな情報をシンプルに分類し、サイト内で迷うことなく検索することができます。初めて加西を知る人に見てもらう「初めての加西」ページのほか、イベント情報を一つにまとめた「イベント」コーナー、季節に合わせたお勧めの「観光モデルコース」や「観光スポット」など、加西市の魅力を発見することができます。詳しくは「かさい観光ナビ」で検索してください。



QRコード

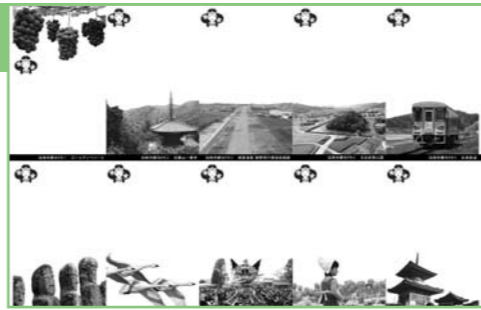


【問合せ】 観光まちづくり協会(商工観光課内) ☎④8740 FAX④1802 shokokanko@city.kasai.lg.jp

ふるさと加西を名刺でPR

「ふるさとかさい応援隊」を募集します。申し込みをいただいた方には、「ふるさと加西応援隊」の名刺をお渡しします。自らが観光大使になって、多くの方との交流の場で加西をPRしてください。

- 対象/市内に居住、通勤されている方や事業活動をされている団体
- 枚数/1人年間50枚
- 申込/本人確認できるものを持参して商工観光課へ直接申込



名刺には加西市の名所や特産などがずらり

【申込・問合せ】 商工観光課(観光振興係) ☎④8740 FAX④1802 shokokanko@city.kasai.lg.jp

加西球場の愛称「アラジスタジアム」

加西市は、スポーツ振興施策の充実強化を図るため、加西球場のネーミングライツ(命名権)を導入しています。4月以降も「アラジスタジアム」として、株式会社千石と日本エー・アイ・シー株式会社が継続してネーミングライツスポンサーになりました。

- スポンサー/株式会社千石(別所町)、日本エー・アイ・シー株式会社(別所町)
- 契約期間/平成26年4月1日～29年3月31日(3年間)
- 契約金額/3年で200万円



アラジスタジアム

【問合せ】 文化スポーツ課(社会体育係) ☎④8773 FAX④1803 koryu@city.kasai.lg.jp

お詫びと訂正

広報かさい3月号5頁「泉中学校と北条小学校が全国学校賞を受賞」の写真説明に誤りがありました。正しくは右の写真のとおりです。また、11頁「ふるさと加西を花と緑であふれるまちへ」の「鶉野中町花家族の会」とあるのは誤りで、正しくは「鶉野中町環境保全隊」でした。お詫びして訂正します。



全国教育美術展で特選に選ばれた高井優弥くん(北条小4年)の作品

広告

広告

恋愛スキルアップ講座とカップリングパーティー

応募される男性については、講座と同日のカップリングパーティーに参加していただきます。定員は20人です。

■モてるメガネの着こなし術「Cafe + パーティー」
 原田敏和さん(メガネランド harada 代表取締役)がおしゃれなメガネの着こなし術をレクチャーします。
 日時/5月18日(日) 13:30～15:00
 場所/メガネランド harada(北条町横尾)
 対象/20～39歳の独身男性



■モてる男の安全&スマート車庫入れドラテク講座「Cafe + パーティー」
 青山涼平さん(榊加西自動車学院代表取締役)が安全でスマートな車庫入れテクニックを伝授します。
 日時/6月29日(日) 13:30～15:00
 場所/加西自動車学院(殿原町)
 対象/20～39歳で自動車運転免許資格のある独身男性

■カップリングパーティー

日時/それぞれの講座と同日 15:30～18:30 場所/ええもん王国(北条町横尾)
 対象/各講座に興味のある20～39歳の独身女性 定員/各20人 参加費/男性3,500円 女性2,500円
 申込/①イベント日、②氏名(フリガナ)、③住所、④性別、⑤生年月日、⑥電話番号、⑦メールアドレスを、ええもん王国へFAX(☎1985)またはメール(e_koi_kasai@yahoo.co.jp)してください。

※上記講座以外にも8月から9月には、「家電情報&スムーズ配線講座」、「恋のパワーストーン!?～墓石パワーで恋愛力up～」を予定しています。募集開始時に広報かさいや市ホームページでお知らせします。

【問合せ】 ふるさと創造課(市民参画係) ☎④8706 FAX④1800 furuso@city.kasai.lg.jp

国民年金のお知らせ

■保険料の免除申請は2年1カ月前の月分まで

4月から、2年1カ月前の月分まで国民年金保険料の免除申請ができるようになりました。所得が少ない時や失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合に申請をすることができます(所得要件あり)。申請が遅れると障害年金などを受け取れない場合があります。

■障害年金受給等で法定免除を受けている方も通常納付できるようになります

4月から、障害基礎年金の受給などにより保険料の免除「法定免除」となっている方の保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度とあわせて利用できるようになりました。

■学生は保険料が猶予されます

国民年金制度には、学生で前年所得が基準額以下の方を対象に、手続きをして承認されると、保険料を納めることが猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象/大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在籍する学生
 所得基準/学生本人の前年所得が118万円以下

必要な物/平成26年4月以降の在学期間がわかる学生証または在学証明書(遡って申請する方はその期間の在学期間のわかる物)、年金手帳、印鑑
 ※日本年金機構が継続申請書(ハガキ)を3月下旬に送付しています。4月上旬に納付書だけが届いた方は、継続申請が利用できませんので、再度申請書を提出してください。

【問合せ】 加古川年金事務所 ☎079-427-4740 市民課 ☎④8722

広告